

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「美と健康」に関連した生活必需品を取り扱う中間流通業者であり、自社の生産性向上はもとより、サプライチェーン全体の最適化・効率化をステークホルダーとともに推進することで、社会的役割を果たしてまいります。また、経営の透明性と健全性を確保できるガバナンス体制の構築並びに適切な情報開示と株主との対話を通じて、持続的成長を重視した取組みを行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4:政策保有株式】

当社は、持続的成長に向けて、取引先との長期的・安定的な関係の構築・強化による取引深耕・拡大を目的として政策保有株式を保有しております。

政策保有株式については、中長期的視点を用いつつ当社成長に資するかどうかを判断基準として、縮減していく方針であります。この方針に沿って毎年1回取締役会において判断を行っております。具体的には、次の要件を基に個別銘柄ごとに検証しております。

- ・保有目的が適切かどうか。
- ・当社資本コストやリスクを上回る利益(取引による利益額と配当による利益額の合計額)や便益が得られている又は得られる見込みがあるか。

当社は、2019年3月に開催した取締役会において個別銘柄について検証を行いました。個別銘柄については、持続的成長に向けた取引深耕・拡大等を中長期的視点から検証するとともに、取引先から得られる又は得られる見込みがある利益等と当社資本コストの比較を行い保有の合理性を検証しております。

また保有株式の議決権については、当社成長に資する取引関係強化及び取引先の企業価値向上に活かす方向で行使しております。

【原則1-7:関連当事者間の取引】

当社には親会社である株式会社メディカルホールディングスが存在しておりますが、同社は持株会社であり、また親会社グループの他の事業会社と当社の間では事業領域の棲み分けがなされており、親子間の取引又は親会社グループ傘下の他の事業会社との取引は僅少となっております。

グループ内での取引については、当社利益又は株主共同の利益を害することがないよう、必要に応じて第三者の評価も交え、一般に公正妥当な条件に基づく取引を実施する仕組みを構築し、かつ親会社グループに関連する取引については、有価証券報告書において開示しております。

また、親会社グループ及び関連当事者との取引については、取締役会での決議はじめ事前承認を受ける仕組みを構築し、毎年、取引の状況について確認を実施しております。

【原則2-6:企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、受益者への安定的な年金給付を将来に亘り確実に行うため、適切に分散した資産配分による運用を行っております。運用機関である信託銀行や生命保険会社に対しては、総務部門が定期的にモニタリングを行っており、また年金担当者には、年金セミナーに参加させるなどして必要な業務知識を習得させております。

【原則3-1:情報開示の充実】

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の経営理念及び中期経営計画は、当社ホームページにおいて掲載しております。

1. 経営理念(PALTAC MIND)

<http://www.paltac.co.jp/wish/index.html>

2. 中期経営計画

<http://www.paltac.co.jp/tomorrow/plan.html>

(ii) 本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「1. 1. 基本的な考え方」に記載のとおりであります。

(iii)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

経営戦略の達成に向けて、優秀な人材を引き付けることができるに足りうるインセンティブとするとともに、経営環境の変化や外部の客観的なデータ等を考慮し、世間水準及び経営内容、従業員給与とのバランスを勘案した水準としております。

取締役の報酬等の内訳につきましては、固定報酬、単年度の業績に連動する賞与及び非金銭報酬で構成されており、中長期業績に連動する報酬は設定しておりません。

また、取締役の報酬等の決定のプロセスを明確化することを目的に、2019年1月21日に構成員の過半を社外役員とする、取締役会の諮問委員会として指名・報酬委員会を設置しております。固定報酬及び賞与の決定については、取締役会の決議に先立ち指名・報酬委員会において審議したうえで、決定権限を有する取締役会に上程し決議を行っております。

(iv)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部の選解任及び取締役・監査役の指名方針

(選任、指名基準)

1. 優れた人格・見識を有し、経営感覚に優れ、経営の諸問題に精通していること
2. 全社的な見地、客観的に分析・判断する能力に優れていること
3. 先見性・洞察性に優れていること
4. 時代の動向、経営環境、市場の変化を適確に把握できること
5. 自らの資質向上に努める意欲が旺盛なこと

(解任基準)

1. 公序良俗に反する行為を行った場合
2. 健康上の理由から、職務の継続が困難となった場合
3. 職務を懈怠することにより、著しく企業価値を毀損させた場合
4. 選定基準に定める資質が認められない場合

経営陣幹部の選解任及び取締役・監査役候補の指名は、上記方針に基づき、指名・報酬委員会にて審議を行ったうえで、取締役会にて決定しております。

(v)取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役候補者及び監査役候補者の指名及び解任に係る個々の説明につきましては、株主総会招集ご通知の参考書類に記載いたします。

(<http://www.paltac.co.jp/tomorrow/material.html>)

【補充原則4-1<1>:取締役会の役割・責務】

取締役会において判断・決定すべき事項として、法令・定款に定める取締役会決議事項のほか、経営方針や重要な組織・人事に関する事項などの重要性を基準とした事項を取締役会規則において明確化し、効率のかつ迅速な意思決定ができる制度を構築しております。

取締役会において付議されない事項については、取締役会において定めた業務分掌規則及び職務権限規則に基づき担当分野、役位毎に権限を明確化し、決裁の迅速化と透明性を確保しております。

【原則4-8:独立社外取締役の有効な活用】

当社では、持続的成長に寄与することを期して、独立社外取締役を選任し、これまでの経歴で培われた豊富な経験と知識等を当社の経営に活かして頂いております。

【原則4-9:独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任にあたっては、一般株主と利益相反の生じるおそれがないよう、会社法や東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準を重視するとともに、専門性及び独立性などを総合的に勘案し、個別に判断しております。

【補充原則4-11<1>:取締役会の実効性の確保】

当社は持株会社ではなく事業会社であることを鑑み、取締役会が適切かつ機動的な意思決定と業務執行の監督ができるよう営業、物流・システム、財務、総務などの豊富な経験や知識を有した社内出身の取締役と、多様なステークホルダーや社会的な視点から成長戦略やガバナンスの充実にについて積極的に意見を述べることができる複数の社外取締役により取締役会を構成することを基本方針としております。現在、取締役会は、独立役員である社外取締役3名(うち、女性1名)を含む9名で構成されております。

【補充原則4-11<2>:役員の兼任】

他の上場会社の役員等の兼任状況は、有価証券報告書における役員の状況に記載のとおりであります。なお、2019年11月から社外取締役の松本隆は、株式会社ジー・スリーホールディングスの取締役を兼任しております。また、取締役のうち1名は、親会社グループにおける「化粧品・日用品、一般用医薬品卸売事業」セグメントの代表者として、当社の業績等の報告、業界動向の説明を行うだけでなく、親会社に対する当社としての適切な主張等を行うことにより、親会社からの独立性を確保することを目的として親会社の取締役を兼任しております。

【補充原則4-11<3>:取締役会の評価】

当社の取締役会の運営状況は以下のとおりであり、実効的に運営されております。

- (1) 取締役会規則に基づき重要案件を漏れなく議案として選定し、取締役会を原則毎月開催することにより、適時・適切に審議しております。
- (2) 取締役会で社外取締役・社外監査役も含め円滑かつ活発な議論を行い、十分な検討を行うため、必要に応じて事前に内容を説明しております。

- (3) 経営状況や業務執行状況について定期的な報告を受け、適切なリスク管理及び業務執行の監督を実施しております。
- (4) テレビ会議システムを必要に応じて活用し、迅速かつ効率的に取締役会を開催しております。
- (5) 重要案件を的確に審議するため、経営環境の変化に応じて、適宜取締役会規則に定める付議事項を見直しております。

【補充原則4-14<2>:取締役・監査役のトレーニング】

取締役・監査役就任時には、外部セミナーに参加するなど、必要な知識習得に努めております。また就任後におきましても外部講師を招いた研修会の実施及び適宜外部の研修・セミナー等を受講できるよう支援体制を整えております。

【原則5-1:株主との建設的な対話に関する方針】

経営企画室をIR担当及び株主との対話受付の主管部署として定めております。対話手段として、機関投資家向けに説明会を定期的で開催するほか、個別訪問や物流センター見学会などを必要に応じて実施しております。また、個人投資家向け説明会を年間複数回開催しております。

また情報管理につきましては、内部情報管理規則を定めるとともに、株式会社東京証券取引所が開催するインサイダー取引防止に関するセミナーに参加するなど、株主との対話に際しての情報管理も徹底して行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社メディopalホールディングス	31,853,485	50.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,296,000	3.61
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,049,200	3.22
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,456,656	2.29
PALTAC従業員持株会	1,295,300	2.04
THE CHASE MANHATTAN BANK 385036	1,267,200	1.99
JP MORGAN CHASE BANK 385078	1,144,700	1.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,132,600	1.78
BBH FOR MATTHEWS JAPAN FUND	1,068,200	1.68
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	825,602	1.30

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	株式会社メディopalホールディングス(上場:東京)(コード)7459

補足説明

・大株主の状況は2019年3月31日現在の状況です。

・FMR LLCから、2019年2月6日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書の変更報告書により、2019年1月31日現在で株式保有割合が1%以上減少した旨の報告を受けておりますが、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称:FMR LLC
 保有株券等の数:2,511,876株
 株券等保有割合:3.95%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引条件等については、客観的な情報をもとに合理的に決定しており、一般的な取引条件と著しく相違しないことを十分に確認し決定しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

親会社の企業グループにおける当社の位置付け及び関係について

株式会社メディカルホールディングスは、当社議決権の過半を有する親会社であります。当社は「化粧品・日用品、一般用医薬品卸売事業」、親会社グループは「医療用医薬品等卸売事業」をそれぞれ主たる事業としており、取り扱い商品や流通形態等が大きく異なることから、現状は、当社の事業と親会社グループの事業との間に競合関係はなく、当社の自由な営業活動や経営判断に影響を与えるものではありません。

また、当社の事業戦略、人事政策等につきましては、全て当社が独立して主体的に検討のうえ、決定しております。

親会社グループとの人的関係につきましては、当社の取締役1名が親会社の取締役を兼務しておりますが、これは親会社グループにおける「化粧品・日用品、一般用医薬品卸売事業」セグメントの代表者として、当社の業績等の報告、業界動向の説明を行うだけでなく、親会社に対する当社としての適切な主張等を行うことにより、親会社からの独立性を確保することを目的としております。

以上により、親会社グループからの一定の独立性は確保されているものと認識しております。

なお、親会社グループとの取引状況につきましては、有価証券報告書「2【事業等のリスク】(8)親会社グループとの関係 取引関係」において開示しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
余郷勝利	他の会社の出身者											
松本隆	他の会社の出身者											
大石歌織	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
余郷勝利	○	当社の独立役員として指定しております。	日本を代表する自動車製造関連企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、2011年から当社の社外取締役を務めております。引き続き独立した立場から、この豊富な経験及び実績を活かして、当社の業務執行の監督や意思決定に参画いただけるものと判断したため、選任をお願いするものであります。また、東京証券取引所が定める独立役員としての要件を満たしており、当社との間に特別な利害関係もないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断したためであります。

松本隆	○	当社の独立役員として指定しております。	大手小売企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、2017年から当社の社外取締役を務めております。引き続き独立した立場から、この豊富な経験及び実績を活かして、当社の業務執行の監督や意思決定に参画いただけるものと判断したため、選任をお願いするものであります。 また、東京証券取引所が定める独立役員としての要件を満たしており、当社との間に特別な利害関係もないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断したためであります。
大石歌織	○	当社の独立役員として指定しております。	弁護士としての専門知識及び豊富な経験を有するとともに、企業法務にも精通しており、2017年から当社の社外取締役を務めております。同氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、引き続き独立した立場に加え女性の目線から当社の業務執行の監督や意思決定に参画いただけるものと判断したため、選任をお願いするものであります。 また、東京証券取引所が定める独立役員としての要件を満たしており、当社との間に特別な利害関係もないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断したためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	1	0	1	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	1	0	1	社内取締役

補足説明

当社は、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置しました。また、指名・報酬委員会を1つの委員会として運用しております。その他は社外監査役であります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	6名
監査役の数	6名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人(有限責任 あずさ監査法人)に対して、年間の監査計画を提示するとともに、会計監査人の会計監査の効率性、有効性を担保するため、監査資料の提供を行っております。また、必要に応じて会計監査人の監査に同行し、監査内容に関する報告を受け、意見及び情報交換を行っております。
監査役は、内部監査部門である監査部から原則毎月、監査結果の報告・説明を受け、相互連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	4名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鈴木秀夫	他の会社の出身者													
小寺陽平	弁護士													
亀井浩	他の会社の出身者													
原蘭子	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木秀夫	○	当社の独立役員として指定しております。	金融関連企業を中心とした数々の企業で代表取締役社長を務め、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。引き続き独立した立場から、この豊富な経験及び実績を当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと判断したため、選任をお願いするものであります。 また、東京証券取引所が定める独立役員としての要件を満たしており、当社との間に特別な利害関係もないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断したためであります。
小寺陽平	○	当社の独立役員として指定しております。	弁護士としての専門知識及び豊富な経験を有しており、独立した立場からこの専門知識と経験を当社の監査体制強化に活かしていただけるものと判断したため、社外監査役に選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立役員としての要件を満たしており、当社との間に特別な利害関係もないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断したためであります。
亀井浩	○	当社の独立役員として指定しております。 亀井浩氏は、当社取引先である株式会社マンダムの業務執行者の経歴があります。(代表取締役副社長執行役員を2012年6月退任)	当社の事業エリアである化粧品関連の製造企業において要職を務め、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。引き続き独立した立場から、この豊富な経験及び実績を当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと判断したため、選任をお願いするものであります。 また、東京証券取引所が定める独立役員としての要件を満たしており、当社との間に特別な利害関係もないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断したためであります。

原 藤子	○	当社の独立役員として指定しております。	公認会計士としての豊富な専門知識と高い見識を有しております。同氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、独立した立場に加え女性の目線から、この専門知識及び見識を当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと判断したため、選任をお願いするものであります。 また、東京証券取引所が定める独立役員としての要件を満たしており、当社との間に特別な利害関係もないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断したためであります。
------	---	---------------------	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	7 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

当社は単年度の業績に連動する賞与を設定しております。当該内容につきましては、本報告書「 1. 【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご覧ください。
なお、当社は中長期業績に連動する役員報酬等は設定しておりませんが、固定報酬の中から、役位毎に定めた一定金額以上を毎月拠出し、持株会を通じて当社株式を購入しております。この株式購入は、株主目線での経営や持続的成長に資するものと判断しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役に支払った報酬(2019年3月期)
取締役12名 548百万円
監査役5名 90百万円
計17名 638百万円
上記取締役に対する報酬には、社宅提供等の非金銭報酬として5百万円を含んでおります。

なお、有価証券報告書においては、企業内容等の開示に関する内閣府令の規定に従って、一部取締役の報酬を個別開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

固定報酬の金額については役位・職責などを基に決定しております。賞与については、年間の総報酬の概ね20%～30%を目途に役位が上位の取締役ほどその占める割合が多くなるようにしております。また、賞与の変動について具体的な指標は設定しておりませんが、企業運営上の重要指標と考えている営業利益、経常利益及び販管費率等の公表した計画との比較並びに前期実績との比較などに加え、担当業務における成果及び企業価値向上に向けた貢献などを総合的に検討し決定しております。
非金銭報酬については、過去の合併等により全国にまたがる優秀な人材を適材適所に配置するために、規則に基づく社宅提供等を実施しております。

取締役の報酬等のうち、固定報酬及び賞与は金銭報酬として2006年6月26日開催の第78期定時株主総会決議により年額750百万円以内、非金銭報酬については2009年6月23日開催の第81期定時株主総会決議により年額20百万円以内と定められております。監査役の報酬については、2009年6月23日開催の第81期定時株主総会決議により年額150百万円以内と定められており、各監査役の個別の報酬額については監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役には、議案の事前説明を実施する体制を整備しております。また、非常勤の社外監査役には、取締役会に先立ち監査役会を開催し、常勤監査役から取締役会議案の事前説明及び検討を実施し、取締役会における社外監査役としての監査機能が十分に発揮できるよう対応しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
折目 光司	顧問	当社代表取締役経験における知見の活用と助言	非常勤・報酬有	2014/3/31	1年毎の契約
二宮 邦夫	顧問	当社代表取締役経験における知見の活用と助言	非常勤・報酬有	2018/11/30	1年毎の契約
元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数			2 名		
その他の事項					

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- (1) 取締役会
取締役会は、議長を務める代表取締役会長の三木田國夫をはじめ、社内取締役6名及び社外取締役3名の計9名で構成しております。監査役出席のもと、原則毎月1回以上開催し、経営方針や法令で定められた事項、またその他経営に関する重要事項を検討及び決定するとともに、業務執行状況の監督機関として位置付けております。
- (2) 監査役会
監査役会は、社内監査役2名及び社外監査役4名の計6名で構成し、取締役の職務執行状況を監査しております。監査役は取締役会に出席し、経営全般に対する監視機能を発揮するとともに、法令・定款違反、競業取引や利益相反取引等の事実の有無についての監査を実施しております。また、監査役は監査部及び会計監査人と適宜に情報交換を行い、監査の実効性を高めております。
- (3) 指名・報酬委員会
指名・報酬委員会は、取締役会の諮問機関として委員長である代表取締役社長の糟谷誠一をはじめ社外取締役の余郷勝利、社外監査役の亀井浩の3名で構成しております。
役割としては、社外取締役及び社外監査役の適切な関与を得ることで役員等の指名・報酬等に関する手続の公正性・公平性及び客観性を高めガバナンスの強化・充実に努めることを目的としております。
- (4) 内部監査
内部監査は、「内部監査規則」に基づき、社長直轄の監査部(7名)が担当しております。監査部は毎期作成する「監査計画書」に基づき、業務全般にわたる業務監査、会計監査及び財務報告に係る内部統制の有効性評価を実地監査もしくは書面監査又はこれを併用して行い、「監査報告書」を作成し、改善が必要な事項についてはすみやかに改善の勧告・指導を行っております。
また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制報告制度への対応としては、CSR推進本部が内部統制の維持・整備を進める主管部門とし、そのモニタリングを実施するための機能を監査部が担うことで、損失の危険を早期に発見することに努めております。
- (5) 会計監査
会計監査は有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しており、同監査法人及び当社に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はなく、また同監査法人は自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定の期間を超えて関与することのない措置をとっております。
業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成については下記のとおりであります。
業務を執行した公認会計士
指定有限責任社員 業務執行社員 近藤康仁(継続監査年数2年)
指定有限責任社員 業務執行社員 余野恵司(継続監査年数3年)
監査業務に係る補助者の構成
公認会計士8名、会計士試験合格者等2名、その他5名
- (6) 社外取締役及び社外監査役との関係
社外取締役については、余郷勝利、松本隆及び大石歌織の3名を選任しており、各社外取締役と当社との間に、人的関係、取引関係その他の利害関係について該当事項はありません。
社外監査役については、鈴木秀夫、小寺陽平、亀井浩及び原繭子の4名を選任しており、各社外監査役と当社との間に、人的関係、取引関係その他の利害関係について該当事項はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

更新

当社は、監査役会設置会社を採用しております。

取締役9名(うち社外取締役3名)で取締役会を構成し、監査役出席のもと、原則毎月1回以上開催し、経営方針や法令で定められた事項、またその他経営に関する重要事項を検討及び決定するとともに、業務執行状況を監督する機関として位置付けております。また、監査役は、6名の監査役(うち社外監査役4名)で監査役会を構成し、每期作成する「監査方針及び監査計画」に基づき、取締役の職務執行の監査において、法令及び定款、社内規定に照らした適法性監査を実施するとともに、必要に応じて妥当性の監査を行っております。

また、社外監査役は、当社と人的関係、取引関係その他の重要な利害関係のない立場で、客観性及び独立性を確保した監査を実施しております。

以上により、当社は、経営に対しての客観的・中立的な監視体制が有効に機能していると考えており、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が議決権を行使するにあたり、十分な検討期間を確保するために法定期日に先立って招集通知を発送するとともに、当社ホームページに掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会を集中日以外に開催することにより、より多くの株主様が出席できるよう配慮しております。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使を迅速かつ活発にするため、パソコン・携帯電話等の電磁的方法による議決権行使が可能となる環境を整えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームに参加し、直接機関投資家から電磁的方法による議決権行使が可能となる環境を整えております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)の英語版を作成し、当社ホームページ、東京証券取引所及び議決権電子行使プラットフォームに掲載しております。
その他	当社ホームページに招集通知(英語版含む)の掲載をするほか、株主総会において映像やナレーションによる説明なども活用し、わかりやすく活性化した株主総会となるよう努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRポリシーを定め、当社ホームページに掲載しております。 (http://www.paltac.co.jp/tomorrow/policy.html)	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	不定期ではありますが、年間複数回、異なる地域で開催しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの決算説明会は年2回、第2四半期及び期末決算に合わせて、代表取締役が出席し開催しております。当社への理解を深めていただけるよう、個別ミーティング等も開催し積極的に活動しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに、IR資料として、決算短信(日本語版・英語版)、有価証券報告書、決算説明会資料(日本語版・英語版)、中期経営計画説明資料(日本語版・英語版)、株主総会招集ご通知(日本語版・英語版)、株主通信、その他適時開示資料等を適時適切に掲載しております。 (http://www.paltac.co.jp/tomorrow/index.html)	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室が担当しております。	
その他	アナリスト等に対し、物流センター等の施設見学会を適宜開催しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、企業価値向上には、様々なステークホルダーからのリソースの提供や貢献が必要であるとの認識にたち、これらを『PALTAC MIND』に明記し、活動の基本となるよう努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全を含む、CSR活動について、その基本的な考え方を定め、取組みの内容と合わせてホームページに掲載しております。 (http://www.paltac.co.jp/attitude/index.html)

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

情報開示は重要な経営課題の一つであり、ステークホルダーから理解を得るために適時適切な情報開示が必要と考えており、適時適切な情報開示及びインサイダー情報管理を目的に経営企画室を専属部署として指定し、体制を構築しております。

また情報開示の方法につきましては、東京証券取引所の適時開示情報にとどまらず、当社のホームページへの掲載、記者クラブや業界紙へのペーパーの投げ込みを行い、内容についても、適時開示情報以外の定性的情報開示も実施しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「内部統制基本方針」を次のとおり決議しております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 事業展開の指標となる経営理念、会社の目標を定めるほか、取締役会規則に定める経営上の重要事項については取締役会において決定する。さらに、その他の重要会議において監査役の出席を求め、重要な決定についても日常的に監査役の監査を受ける。
- (2) 内部統制の整備・充実に図るため、必要に応じ適宜に見直し、改善を図る。また、その周知徹底によって経営の透明性と健全性を継続確保しながら、円滑な事業展開と収益確保を通じ、企業価値を最大限に高めていくことをめざす。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報管理規則、個人情報取扱基準等の社内規程により、保存及び管理(廃棄を含む)を適切に実施し、必要に応じて適宜に見直し等を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理体制については、損失発生の未然の防止や早期発見のため、情報管理規則、情報セキュリティポリシーをはじめ、リスクマネジメント基本規則、CSR委員会規則その他各種社内規程、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成、見直し等を行い、その周知徹底を図る。
また、大規模地震等災害発生時の使用人の安否や事業継続の可否を早期に把握するため、災害対策マニュアルや安否確認システムを導入している。
- (2) 通常業務については、代表取締役社長の直轄組織である監査部が内部業務監査を行うものとし、リスクが現実化し、重大な影響が予測される場合は、代表取締役社長が主体的役割を担う。
- (3) 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制報告制度への対応としては、CSR推進本部が内部統制の維持・整備を進める部門とし、モニタリングを実施するための機能を、監査部に付加し、損失の危険を早期に発見することに努める。
- (4) 反社会的勢力による経営活動への関与については、CSR推進本部長のもと、同部門において一元的に管理することにより防止を徹底する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営組織及び職務分掌並びに職務の権限と責任を明確にするための社内規程を取締役会において制定し、これに基づき組織的かつ効率的な企業運営を行う。
- (2) 代表取締役社長は、決算会議・営業会議などの会議体を主催し、組織間の意思統一や連携を図り、職務を執行する。
- (3) 予算管理規則に基づき経営計画を策定し、ITを活用した効率的な業務を行う。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 社内規程を整備し、使用人に対し周知徹底を図るとともに、監査・モニタリング体制を整備することにより、業務の適正を確保する。併せて、定期的な研修やCSR委員会の活動を通じ、使用人に対して当社の社会的責任・法令遵守についての意識を啓蒙する。
- (2) 公益通報に関する窓口を社内及び社外に設置し、ガイドラインなどの制定を行うとともに、使用人に対し周知徹底を図る。

6. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、子会社と相互に連携を図ることにより、上記第1項から第5項までの体制の構築、運用、整備に努める。また、関係会社管理規則に則り、必要に応じて子会社に関係資料等を提出させ、経営計画や事業戦略等の重要事項の事前承認を行う。
- (2) 監査部は、当社及び子会社に対して統一的な監査基準のもとに内部業務監査を行い、併せて財務報告に係る内部統制についても、必要に応じて有効性評価を実施する。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査役から求めのあった場合は、以下の事項に準拠した専任の補助すべき使用人を置くこととする。

- (1) 監査役の職務を補助すべき専任の使用人に関する人事は、監査役会の同意を必要とする。
- (2) 監査役の職務を補助すべき専任の使用人は、監査役の指揮命令に服するものとする。
- (3) 取締役は当該補助すべき使用人に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することがないように留意する。

8. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

- (1) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人は、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- (2) 上記の報告及び情報提供の主なものは、次のとおりとする。

イ. 経営状況

ロ. 事業遂行状況

ハ. 財務状況、月次・四半期・期末決算状況

ニ. 監査部が実施した内部監査の結果

ホ. リスク管理の状況

ヘ. コンプライアンスの状況(内部通報された事実を含む)

ト. 事故・不正・苦情・トラブルの状況

チ. 業績の発表内容・重要開示書類の内容、その他対外的に公表する事実

- (3) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人は、各監査役の要請の有無を問わず、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは遅滞なく監査役に報告する。

- (4) 監査役へ報告した者に対して、当該報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を社内に周知徹底する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役社長は、監査役と定期的に会合を持ち、対処すべき課題、当社を取り巻く重要なリスク、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

- (2) 監査役からの要請があった場合、監査部及び会計監査人は監査役との会合等により連携を図ること、また重要会議へ監査役が出席すること、さらに内部監査部門、法務部門その他の管理部門は、監査役の補助を行うことなど、監査役の監査が実効的に行われる体制の確保をする。

(3)当社は、監査役が監査の実施のために所用の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の遂行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことはできない。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方(基本方針)

当社は、反社会的勢力による経営への関与については、CSR推進本部長のもと、同部門において一元的に管理することにより防止を徹底することを基本方針としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1)対応部門

CSR推進本部を中心に発生した事案の関係部と協力して対処いたします。

- ・責任者：CSR推進本部長
- ・事務局：CSR推進本部コンプライアンス法務部
- ・関係部署：事案発生 of 各部署(支社)

(2)外部専門機関との連携状況

大阪府企業防衛連合協議会、東警察署管内企業防衛対策協議会に加盟するとともに、適宜顧問弁護士と連携を図っております。

(3)反社会的勢力に関する情報収集について

企業防衛対策協議会から反社会的勢力に関する情報を収集し、社内イントラネットを通じて周知させております。

(4)対応マニュアルの整備状況

以下の項目について取りまとめたマニュアルを作成しております。

- ・基本的心構え
- ・具体的対応要領
- ・報告、相談体制

(5)反社会的勢力排除条項の規定

取引基本契約書等の契約書に、反社会的勢力との関係が判明した場合の契約解除条項を規定しております。

その他

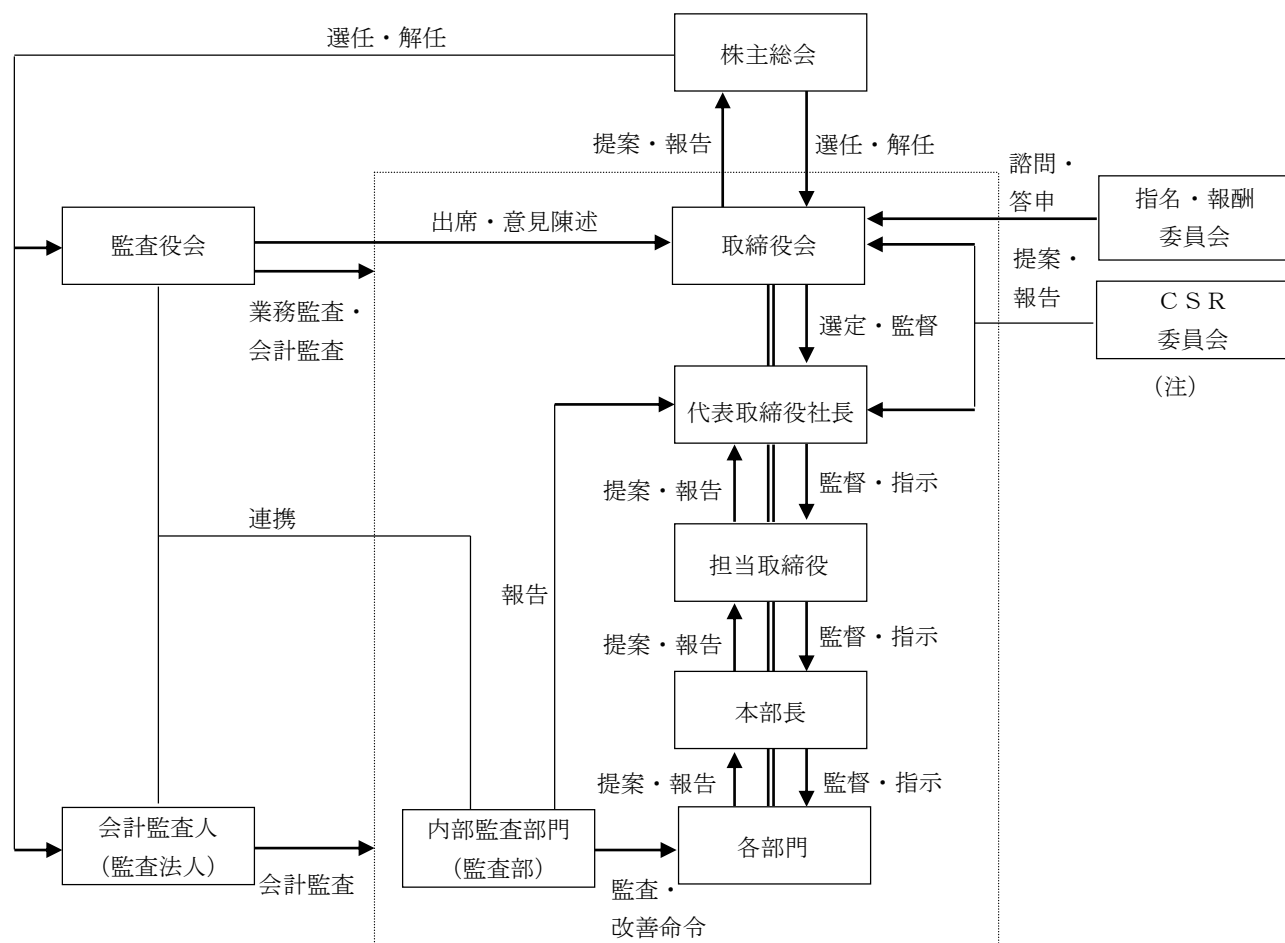
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

＜コーポレート・ガバナンス体制＞



(注) CSR委員会は、コンプライアンスに関する重大な問題が生じた場合等、必要に応じて開催される委員会であり、当該委員会の事務局はCSR推進本部が担当しております。

また、当該委員会の事務局はCSR推進本部が担当しております。

＜適時開示体制の状況＞

1. 適時開示の担当組織

会社情報の開示に際して、社内規程に基づき情報管理の徹底を行い、次の体制をとります。

- (1) 情報の集約及び管理は、情報取扱責任者である経営企画室長が行います。
- (2) 情報の重要性の判断、適時開示情報の可否については、金融商品取引法等の関係法令及び東京証券取引所の定める適時開示に係る規則等に従い関係各部門で検討し、適時適切な情報開示に取り組めます。
- (3) 会社情報の開示資料作成及び適時開示は、情報取扱責任者である経営企画室長の指揮のもと経営企画室が担当し、開示資料作成に際しては、関係各部門との連携を行います。

2. 会社情報の内容別開示フロー

(1) 決定事実に関する情報開示

決定事実については、監査役出席のもと、原則毎月1回開催する取締役会において決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し迅速な決定を行います。

決定事実については、適時開示規則に従い適時適切な情報開示を行います。

(2) 発生事実に関する情報開示

発生事実については、発生した情報を迅速に情報取扱責任者に集約し、適時開示規則に従い適時適切な情報開示を行うとともに、取締役会に報告いたします。

(3) 決算に関する情報開示

決算に関する情報開示については、財務本部が決算財務数値を作成の上、監査役出席のもと取締役会において承認後、情報取扱責任者を中心に、適時適切な情報開示を行います。

上記、情報開示につきましては、適時開示情報伝達システム（TDnet）を通じて行うとともに、関係記者クラブへの資料投函と、必要に応じて会見を行います。

また、速やかに当社のホームページに掲載を行います。

適時開示の流れは次のとおりです。

